

平成26年10月31日 招集

平成26年門真市教育委員会第10回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第10回定例会
 平成26年10月31日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第5号	臨時代理による事務処理の承認について (門真市教育委員会事務局人事について)	1
第4	議案第48号	門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場の指定管理者の指定の申出について	3
第5	議案第49号	門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について	10
第6	議案第50号	門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の制定について	12
第7	議案第51号	門真市教育・保育施設等の利用に関する規則の制定について	18
第8		諸報告	27

承認第5号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成26年10月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

新 旧 対 照 表

平成26年10月1日付

新 所 属	氏 名	旧 所 属
(課長補佐級) 学校教育部学校教育課副参事	馬屋原 良子	総務部人事課副参事
(係員) 総務部人事課(総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室研修生)	川部 恭平	生涯学習部スポーツ振興課
生涯学習部スポーツ振興課	福田 大介	学校教育部学校教育課

議案第48号

門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場の指定管理者の指定の申出について

門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場の指定管理者の指定について、次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年10月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場
- 2 指定管理者となる団体
大阪府東大阪市長田東3丁目2番7号
奥アンツーカ株式会社
代表取締役 奥 洋彦
- 3 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場

指定管理者の候補者の選定について

(1) 選定結果

- ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場
- ② 指定管理者の候補者に選定する団体
奥アンツーカー株式会社
- ③ 指定する期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

(2) 募集状況

募集要項配布期間	平成 26 年 6 月 13 日（金）～ 6 月 27 日（金）					
現地説明会日程及び参加団体数	平成 26 年 7 月 9 日（水）	10 団体				
申請受付期間及び申請団体数	平成 26 年 7 月 28 日（月）～ 8 月 11 日（月）	4 団体				
	※申請団体名（申請順） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>奥アンツーカー株式会社</td> </tr> <tr> <td>かどま S S K グループ</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 門真市シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>株式会社東大阪スタジアム</td> </tr> </table>		奥アンツーカー株式会社	かどま S S K グループ	公益社団法人 門真市シルバー人材センター	株式会社東大阪スタジアム
奥アンツーカー株式会社						
かどま S S K グループ						
公益社団法人 門真市シルバー人材センター						
株式会社東大阪スタジアム						

(3) 選定委員会

① 選定委員会委員構成

委員区分	職名	氏名
委員長	公益財団法人日本ソフトテニス連盟 理事	野際 照章
副委員長	公益財団法人大阪府レクリエーション協会 事務局長	佐藤 誠之
委員	公認会計士	井出 久美
委員	大阪国際大学人間科学部 講師	船越 達也
委員	門真市教育委員会事務局生涯学習部次長	山田 益夫

② 選定委員会開催日程と主な内容

第1回 平成26年8月27日(水)

- 1 委員長・副委員長の選出
- 2 会議の公開・非公開について
- 3 会議録について
- 4 募集要項等について
- 5 第1次審査の方法について
- 6 第1次審査(書類審査)
- 7 審査結果報告

第2回 平成26年9月11日(木)

- 1 第2次審査の方法などについて
- 2 第2次審査(プレゼンテーション審査)
- 3 審査結果報告
- 4 総合評価

(4) 選定基準

① 第1次審査

	選定基準	評価項目	配点
1	利用者の平等な利用が確保されるか	施設を管理運営する際の方針等	30点
		平等な利用を図るための具体的な手法	
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	利用者の増加を図るための具体的な手法	40点
		サービスの向上を図るための具体的な手法	
		施設・設備の維持管理及び改修・整備についての提案	
		防犯、防災及び緊急時の取組み	
3	管理経費の縮減が図られるものであるか	指定管理料の額	30点
		指定管理料の縮減を図るための具体的方策	
4	施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか	人員配置及び外注計画などの組織体制	50点
		職員の雇用確保の方策と労働条件	
		職員の指導育成、研修体制	
		類似施設の管理運営に関する実績	
		申請団体の経営状況	
5	その他教育委員会が必要と認める基準を満たすものであるか	社会的要請に応えた体制・活動内容	50点
		市民の生涯スポーツの推進に寄与する事業の提案	
合計			200点

② 第2次審査

	評価項目	配点
1	プレゼンテーション	30点
2	自主事業を行うにあたっての集客方法・駐車場利用等の運営体制の考え方	各10点
3	市民ニーズをどのように理解し応えようと考えているか	
4	年間事業収支計画の具体的内容	
5	施設・設備の老朽化に伴う維持管理の具体的内容	
6	総合型地域スポーツクラブとの連携についての考え方	
7	自由質問	20点
合計		100点

(5) 審査結果及び選定結果

① 第1次審査結果

申請団体から提出された申請書類に対して審査を行い、5人の委員の合計得点の上位3団体を第1次審査通過とした。

順位	団体名	得点(1000点満点)
1	奥アンツーカ株式会社	820点 (第1次審査通過)
2	かどまSSKグループ	751点 (第1次審査通過)
3	株式会社東大阪スタジアム	673点 (第1次審査通過)
4	公益社団法人門真市シルバー人材センター	619点 (不選定)

② 第2次審査結果

順位	団体名	得点 (500点満点)
1	奥アンツーカ株式会社	319点
2	株式会社東大阪スタジアム	267点
3	かどまSSKグループ	266点

③ 第1次審査結果及び第2次審査結果の総合得点

順位	団体名	得点 (1500点満点)
1	奥アンツーカ株式会社	1139点
2	かどまSSKグループ	1017点
3	株式会社東大阪スタジアム	940点

④ 指定管理者の候補者及び次席の候補者

第1次審査及び第2次審査の結果を踏まえ、総合的に審査した結果、特に指定管理料の縮減策や自主事業の具体性、市民の生涯スポーツの推進に寄与する事業の提案が他の申請団体よりも優れていると判断したため、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。

指定管理者の候補者	奥アンツーカ株式会社
次席の候補者	かどまSSKグループ

(6) 指定管理料の額（税抜）

平成 27 年度	4,000 千円
平成 28 年度	4,000 千円
平成 29 年度	4,000 千円
平成 30 年度	4,000 千円
平成 31 年度	4,000 千円
合 計	20,000 千円

議案第49号

門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正 について

門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和51年3月31日門真市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年10月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

住居表示の実施に伴い、二島小学校及び砂子小学校の通学区域の表示を変更するにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和51年門真市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 小学校校区		別表第1 小学校校区	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
	略		略
二島小学校	三ツ島1丁目から5丁目まで、大字蔦島、大字桑才、大字三番、桑才新町（府道深野南寺方大阪線以南）、東田町	二島小学校	下八箇荘水路以西の大字三ツ島、三ツ島1丁目から3丁目まで、大字蔦島、大字桑才、大字三番、桑才新町（府道深野南寺方大阪線以南）、東田町
	略		略
砂子小学校	千石西町、島頭4丁目（1番から7番まで及び11番から16番までに限る。）、 <u>三ツ島6丁目</u>	砂子小学校	千石西町、島頭4丁目（1番から7番まで及び11番から16番までに限る。）、 <u>下八箇荘水路以東の大字三ツ島</u>
	略		略

附 則

この規則は、平成26年11月22日から施行する。

議案第50号

門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の制定について

門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則を制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年10月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定（以下「支給認定」という。）を行うため、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）及び門真市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第19号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保育必要量の区分)

第2条 法第20条第3項に規定する保育必要量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育標準時間 1日当たり最大11時間
- (2) 保育短時間 1日当たり最大8時間

2 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、条例第3条第3号、第6号、第11号及び第12号に掲げる事由について、保育必要量の認定を前項に規定する区分に分けて行うことが適当でないと認める場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該区分に分けないで行うことができる。

(支給認定の申請)

第3条 法第20条第1項の規定による認定の申請及び法第23条第1項の規定による支給認定の変更の認定の申請は、支給認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を委員会に提出することにより行うものとする。

(支給認定証の交付等)

第4条 法第20条第4項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び法第20条第4項の規定による支給認定証の交付は、支給認定証（様式第2号）により行うものとする。

2 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、支給認定却下通知書（様式第3号）により行うものとする。

(支給認定証の再交付)

第5条 施行規則第16条第1項の規定による支給認定証の再交付の申請は、申請書を委員会に提出することにより行うものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、支給認定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

支給認定申請書兼教育・保育施設等利用(利用調整)申請書

年 月 日

門真市教育委員会 様

住所 _____
 氏名 _____ 印
 連絡先 _____

□次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定(新規・変更・再交付)を申請します。
 □次のとおり、教育・保育施設等の利用(利用調整)を申請します。

なお、施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を担当職員が閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請の対象となる児童	氏名(フリガナ)	生年月日	性別
	(フリガナ)	年 月 日	男・女
保育の希望の有無 (希望するものを○で囲んでください。)	あり (入園時の子どもの年齢が0歳以上で認定こども園・保育所等での保育を希望される方)		
	なし (入園時の子どもの年齢が3歳以上で認定こども園・幼稚園での教育を希望される方)		
	1号と2号の併願希望 あり・なし (3歳以上で幼稚園と保育所の両方を希望される場合等) (併願希望の認定こども園・幼稚園の名称)		
変更理由(該当する場合のみ)	就労時間の変更	その他()	
再交付理由(該当する場合のみ)	紛失 汚損	その他()	

※保育の希望が「なし」で3歳以上の子どもは「1号」、保育の希望が「あり」で3歳以上の子どもは「2号」、3歳未満の子どもは「3号」の認定となります。

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)

利用を希望する時間	月・火・水・木・金・土	時 分から	時 分まで
希望の施設・事業者	第1希望	希望保育必要量	□標準時間 □短時間
	第2希望	利用希望理由	
	第3希望		
利用を希望する期間	年 月 日から (□ 就学前 □ 年 月 日) まで		

②世帯の状況 ※対象児童以外の両親及び同じ住所に住んでいる人全員について記入してください。

氏名(フリガナ)	対象児童との続柄	生年月日	性別	職業(会社名)又は学校名等
(フリガナ)		年 月 日	男・女	
(フリガナ)		年 月 日	男・女	
(フリガナ)		年 月 日	男・女	
(フリガナ)		年 月 日	男・女	
(フリガナ)		年 月 日	男・女	
(フリガナ)		年 月 日	男・女	
(フリガナ)		年 月 日	男・女	
世帯の状況	ひとり親世帯・左記以外	生活保護適用	なし・あり (年 月 日保護開始)	

*市記載欄 受付年月日 年 月 日

可・否	認定の可否	認定者番号	認定区分等
	(理由)	年 月 日認定	□1号 □2号 □3号 (□標 □短)
		年 月 日入力	
	年 月 日交付	年 月 日 有効期間 ~	条例第3条()号による

年 月 日

(氏 名) 様

門真市教育委員会 回

支 給 認 定 証

申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定について、次のとおり認定します。

認定証番号			
住所			
保 護 者	フリガナ 氏名		
	生年月日		
児 童	フリガナ 氏名		
	生年月日		性別
児童の認定区分			
保育必要量			
認定事由			
有効期間		年 月 日 から	年 月 日 まで
認定年月日		年 月 日	
(備考)			

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

（氏 名）様

門真市教育委員会 ㊟

支給認定却下通知書

申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定について、次の理由により却下しましたので通知します。

児童の氏名及び生年月日	
却 下 理 由	
(備考)	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

議案第51号

門真市教育・保育施設等の利用に関する規則の制定について

門真市教育・保育施設等の利用に関する規則を制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年10月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に伴い、認定こども園（法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもが利用する部分に限る。）及び保育所並びに地域型保育事業の利用について定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市教育・保育施設等の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する教育・保育施設（次条第1号及び第2号に掲げる施設に限る。）及び地域型保育事業（以下「施設等」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園のうち法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもが利用する部分をいう。
- (2) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (3) 地域型保育事業 法第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。
- (4) 児童 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもをいう。

(施設等の利用の申請)

第3条 施設等の利用を希望する保護者は、門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第 号）第3条に規定する申請書（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(保育優先利用の基準)

第4条 保育を必要とする児童のうち優先的に保育を行う必要があると認められるものは、当該児童が次のいずれかの事由に該当するものとする。

- (1) 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年門真市条例第12号）第1条の2第2号に規定するひとり親家庭（同号ウに該当するものを除く。）であって、祖父、祖母等の親族等と同居していないこと。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯に属していること。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法

律第31号) 第1条に規定する配偶者からの暴力を保護者が受けるおそれがあることその他社会的養護の必要性があること。

- (4) 障害を有していること。
- (5) 保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること。
- (6) 地域型保育事業による保育を受けていたこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして委員会が認める事由に該当すること。

(施設等の利用の調整等)

第5条 委員会は、申請書を受理した場合は、必要な調査を行い、施設等の利用について調整（以下「利用調整」という。）を行うものとする。

2 委員会は、利用調整の結果、施設等の利用が可能となった場合には、その旨を保護者に通知するものとするとともに、施設等の利用が可能となった児童の情報を認定こども園の長及び地域型保育事業を行う事業所の代表者に提供するものとする。

3 委員会は、利用調整の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、教育・保育施設等利用不承諾通知書（様式第1号）により保護者に通知するものとする。

- (1) 施設等の定員に空きがないとき。
- (2) 児童が感染症の疾病を有するとき。
- (3) 児童が身体虚弱のため集団保育に堪えないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めるとき。

(保育所の利用の決定等)

第6条 委員会は、保育所の利用を決定したときは、保育所入所承諾書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

2 委員会は、前項の規定により保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき設置されている民間保育所に限る。以下この項において同じ。）の利用を決定したときは、入所委託通知書（様式第3号）により当該保育所の長に通知するものとする。

(届出義務)

第7条 保護者（保育所を利用する児童の保護者をいう。次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 児童又はその家族が感染性の疾病にかかったとき。

- (2) 児童を長期に欠席させ、又は退所させようとするとき。
 - (3) 児童の属する世帯の住所、世帯構成その他申請内容に異動が生じたとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が届出を必要と認める事由が生じたとき。
- (保育所の利用の解除等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育所の利用を解除し、又は停止することができる。

- (1) 門真市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第19号）第3条各号に掲げる保育の必要性の認定基準に該当しなくなったとき。
 - (2) 保護者が、保育所が行う保育上の指示に従わないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めたとき。
- 2 委員会は、保育所の利用の解除を決定したときは保育所利用解除通知書（様式第4号）により、保育所の利用の停止を決定したときは保育所利用停止通知書（様式第5号）により、保護者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、施設等の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、法の施行の日から施行する。
(門真市保育の実施に関する条例施行規則の廃止)
- 2 門真市保育の実施に関する条例施行規則(平成26年門真市教育委員会規則第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 施設等の利用に係る準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

年 月 日

（氏 名）様

門真市教育委員会 回

教育・保育施設等利用不承諾通知書

申請のありました教育・保育施設等の利用について、次の理由により利用できませんので通知いたします。

児童の氏名及び生年月日	
申請施設等の名称	
理由	
(備考)	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

（氏 名）様

門真市教育委員会 回

保育所入所承諾書

申請のありました保育所の利用について、次のとおり承諾します。

利用する児童の氏名 及び生年月日	
利用する保育所の名称 及び所在地	
保育所の利用期間	
利用者負担額 及び納入方法	
<p>（備考）</p> <p>1 利用者負担額について変更のあった場合はその旨通知いたします。</p> <p>2 申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出て下さい。</p> <p>3 保育所の利用期間中であっても保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合には、利用を解除します。</p>	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号 (第6条関係)

入所委託通知書

年 月 日

様

門真市教育委員会 印

児童福祉法第24条第1項の規定に基づき次の児童の保育の実施を承諾したので、入所委託します。

番号	児童氏名	生年月日	4/1 年齢	性別	保護者名	保護者住所	区分	保育必要量	階層	利用者負担額	実施期間

年 月 日

（氏 名）様

門真市教育委員会 回

保育所利用解除通知書

次の児童について保育所の利用を解除することになりましたので、通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
利用中の保育所の 名 称 及 び 所 在 地	
利用の解除の年月日	年 月 日
利用の解除の理由	
(備考)	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

（氏 名）様

門真市教育委員会 回

保育所利用停止通知書

次のとおり保育所の利用を停止します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
利用中の保育所の 名称及び所在地	
停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
(備考)	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	東大阪大学及び東大阪大学短期大学部との連携協力に関する協定の締結について	西岡教育総務課長
2	門真市立学校教職員人事基本方針及び平成27年度門真市立学校教職員人事取扱要領について	成田学校教育課参事
3	門真市立公民館運営審議会への諮問について	牧藪生涯学習課長
4	平成27年度門真市立幼稚園児の再募集について	森田保育幼稚園課長